

指定給水装置工事事業者の指定（更新）申請について【留意事項】

【指定（更新）の申請】

1. 指定給水装置工事事業者として指定（更新）を受けようとするものは、①から⑨の書類を柳井地域広域水道企業団工務課へ提出してください。
 - ① 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）
 - ② 誓約書（様式第2）
 - ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
 - ④ 機械器具調書（別表）
 - ⑤ 指定給水装置工事事業者 確認事項書
 - ⑥ 給水装置工事主任技術者免状の写し
 - ⑦ 法人の場合 定款及び登記事項証明書
個人の場合 住民票の写し
 - ⑧ 事業所の位置図
 - ⑨ 事業所の外観・内部・機械器具・資材置場の写真

【指定の基準】

1. 事業所ごとに第13条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
2. 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
3. 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 心身の故障により給水工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ③ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑥ 法人であって、その役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

【手数料】

指定（更新）手数料として、事業者証の交付時に1万円の納入が必要です。また更新の場合は、新事業者証の交付時に旧事業者証を返納してください。